

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、２０２７年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。しかし、一人ひとりに寄り添う教育とインクルーシブ教育を実質的に進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- １．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。
- ２．自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減はおこなわないこと。
- ３．小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級（３０人以下学級）について検討すること。
- ４．自治体が「３分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。
- ５．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。
また、スタッフ職の配置拡充をはかること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 2 6 日

兵庫県赤穂市議会
議長 西 川 浩 司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

} あて